

平成22年度第3回理事会の開催

平成22年度第3回理事会が、平成22年12月9日、日本獣医師会会議室において開催された。

本会議では、協議事項として、「新公益法人に向けての対応の件（取り組みに当たっての基本的考え方、移行認定申請手続きのスケジュール、定款変更の案の記載事項（案）」について協議し、了承された後、次に説明・報告事項として、①「獣医療提供における動物看護職の位置づけの件（チーム獣医療提供体制の整備（獣医療の質保証）」、②「平成22年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（岐阜）の開催及び同大会への参加登録の推進の件」、③「平成22年度日本獣医師会獣医学術賞（獣医学術奨励賞・獣医学術功労賞）選考結果の件」、④「平成22年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況並びに地区獣医師大会における決議・要望事項の件」、⑤「平成22年度獣医事・動物福祉愛護普及啓発事業として「2010動物感謝デー in JAPAN」を開催した件」、⑥「部会関係委員会の活動状況報告の件」、⑦「中間監査結果報告の件」、⑧「業務執行状況等の報告の件」について説明、報告が行われ、続いて議決事項として、「賛助会員入会の件」について異議なく可決承認され、連絡事項として、「今後の主要会議等の開催計画の件」が説明された（第3回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成22年度第3回理事会の議事概要

I 日 時：平成22年12月9日(木) 14:00～17:30

II 場 所：日本獣医師会会議室

III 出席者：

【会 長】山根義久

【副 会 長】藏内勇夫、中川秀樹

【専務理事】大森伸男

【地区理事】波岸裕光（北海道）

砂原和文（東 北）

高橋三男（関 東）

村中志朗（東 京）

駒崎精彌（中 部）

谷 達雄（近 畿）

瀧口次郎（中 国）

湊 惠（四 国）

麻生 哲（九 州）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

細井戸大成（開業（小動物））

横尾 彰（家畜共済）

榛葉雅和（畜産・家畜衛生）

森田邦雄（公衆衛生）

近藤信雄（動物福祉・愛護）

【監 事】玉井公宏、岩上一紘

IV 議 事：

【協議事項】

新公益法人制度移行に向けての対応の件

1 取り組みに当たっての基本的考え方

2 移行認定申請手続きのスケジュール

3 定款の変更の案の記載事項（案）

【説明・報告事項】

1 獣医療提供における動物看護職の位置づけの件（チーム獣医療提供体制の整備（獣医療の質保証））

2 平成22年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（岐阜）の開催及び同大会への参加登録の推進の件

3 平成22年度日本獣医師会獣医学術賞（獣医学術奨励賞・獣医学術功労賞）選考結果の件

4 平成22年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況並びに地区獣医師大会における決議・要望事項の件

5 平成22年度獣医事・動物福祉愛護普及啓発事業として「2010動物感謝デー in JAPAN」を開催した件

6 部会関係委員会の活動状況報告の件

7 中間監査結果報告の件

8 業務執行状況等の報告の件

【議決事項】

賛助会員入会の件

【連絡事項】

1 今後の主要会議等の開催計画の件

2 その他

V 会議概要：

【会長挨拶】

冒頭、山根会長から次の挨拶がなされた。

大変ご多忙の中、また遠路より本会議に出席いただきましてありがとうございます。本年はご存じのように、獣医界、畜産界にとって多事多難な年でした。ことさら宮崎県の口蹄疫に関しては会員各位、また構成獣医師の皆様が大変努力いただき改めて厚く御礼を申し上げる次第です。

4月に発生した口蹄疫もようやく8月に終息宣言が出

され、現在OIEへの清浄国の申請がなされており、来年の2月頃には清浄国に復帰するとのこと。

この宮崎県の口蹄疫は、最終的に28万8,643頭という膨大な数の家畜の殺処分により終息したわけですが、二度とこのようなことが起こらぬよう、山田前農林水産大臣の肝入りで口蹄疫対策検証委員会が設置されました。日本獣医師会会長として本委員会の座長を仰せつかり、8月5日の第1回目から11月24日まで17回の委員会を開催し、ようやく議論の取りまとめを行ったところです。すでに報告書として公開されておりますが、の中には獣医師会、獣医師、更には動物看護職といった字句が随所に見られます。これは家畜伝染病予防法等に規定されている家畜の伝染病を駆逐するために、獣医師が大変重要視されてきたという、裏付けではないかと思っています。逆に言えば我々の責務はそれほど重大であるわけです。ぜひとも今後ともご協力をいただきたいと思います。

そして、この災いを転じて福となすというわけではありませんが、昭和26年に制定された家畜伝染病予防法、さらに昭和25年に制定された狂犬病予防法もこれまで見直しがほとんどされていないことから、危機管理体制を再構築等、国民にとって良い法律とすべく、強く農林水産省、厚生労働省に申し入れているところです。

今後は環境省も含め3省と日本獣医師会とで詳細について具体的な検討に入りたいと希望しているところです。

その他、最近の獣医事の動向として、農林水産省において一昨年の12月に設置された獣医事審議会の計画部会では、本年8月に「獣医療を提供するための整備を図るための基本方針」をようやく取りまとめたが、今後、都道府県計画の策定に当たっては地方獣医師会の協力が必要不可欠と思われるので、この機会に県と太いパイプを構築し、悪性伝染病発生時における連携体制の確保に努めていただきたい。

また、10月2日、東京都世田谷区と目黒区にまたがる駒沢オリンピック公園にて「2010動物感謝デー in JAPAN」を盛大に開催することができました。開催に際しましては地方獣医師会をはじめ関係各方面の方々には大変な努力をいただき、厚く御礼を申し上げる次第です。

さらに、2月に岐阜市で開催される獣医学術学会年次大会におかれては、開催担当である岐阜県獣医師会の近藤会長をはじめ、中部獣医師会連合会、関係各位に対し激励を込めて、多くの方が参加されるよう理事各位におかれても一層の努力をいただきたい。

最後に、本日の会議内容については地元の地区等におかれましても、しっかりと伝達していただくことをお願いして挨拶に代えさせていただきます。

【議長就任・議事録署名人の指名】

続いて、山根会長が議長に就任し、谷、近藤両理事を議事録署名人に指名して会議が次のとおり行われた。

【協議事項】

新公益法人に向けての対応の件

- 1 取り組みに当たっての基本的考え方
- 2 移行認定申請手続きのスケジュール
- 3 定款変更の案の記載事項（案）

(1) 大森専務理事から、公益認定申請手続きを踏まえ、来年3月開催の理事会で定款変更、関係規程の整備について承認をいただく予定であり、本日の理事会で意見をいただきたいとして大要別記1について説明が行われた。

(2) 質疑・応答として、①不測の事態が生じた場合には、移行申請の期限までに当面の対応として移行認可の申請を選択することはやむを得ないとするが、一般社団法人を選択するという点か。②公益目的事業として示された「公Ⅰ」及び「公Ⅱ」はどのような比率か。③今回の役員選任は、新たな役員選任制度でなく、役員を選任は現状の方法で選任するのか。また、その際、形式上、代表理事等は決定するのか。④会議等については、全国獣医師会会長会議では発言ができないということで、地区の意見集約を述べる場所として、地区連合獣医師会会長会議が設置された経緯がある。委員会についても、当初は組織強化のために、連絡、協調の場として発足したが、委員数からすると莫大な数になっている。今後の運営のあり方を検討すべきである。また部会についても、意見を集約し、提言として取りまとめ、事業に結びつけることに意義があり、その報告書は方向性、継続性等を示しつつ、検討事項を明記できるよう、要点を絞って会議を進める必要がある。一方、会員からは情報発信を希望する声が多い。農林水産省ではBSEの発生以降、生産から消費側へ軸を置き、担当部署も畜産安全管理課と動物衛生課に分かれ、地方における畜産振興の立場での連携体制はなくなった。内部検討ばかりでなく、外部への情報発信、例えば宮崎県での口蹄疫について、学術的見地から検証するシンポジウム等を開催して、獣医師会の見解を公表することにより、会員に対しても必要事項等を説得しやすくなる。また、定款の暫定変更案については、案としていつ諮るのか。協議事項ということだが、理事会は協議機関なのか、議決機関なのか明確にすべきである。⑤定款の暫定変更案での「社員総会」という名称は違和感を覚える。「会員総会」若しくは「総会」とし、「社員」を「会員」と統一すると分かりやすい。⑥非常勤理事の報酬は、公務員も月額から日割り計算とする方向にあるので理事会出席者に支払うという方向でよいと思われる。⑦議事録の署名は、今後必要がなくなるのか。⑧暫定変更案では、第8条の種別

で正会員を一般社団法人と限定しているが、なぜ公益社団法人を加えなかったのか。⑨通常、代表理事を2名とするが、なぜ1名なのか。⑩本会では、会員の中から12カ月の給与制で監事に就任いただいております、当人が狂犬病予防集合注射事業に参加することもあるが、このような監事は使用人に該当すると考えるのか、との質疑・要望が出され、これに対して、大森専務理事から、①については、不測の事態を想定してのこと。②については、70%程度である。③については、次回の役員選任までは従来の方式で対応する。来年の6月の総会で会長、副会長、その他の役員を決定する。認定後、その者がそのまま役員に移行することとなる。山根会長から、④については、情報公開も含めて可能な限り努力しているが、すべて経費を要することから、費用対効果も考えて重要な事項から順序立てて検討せざるを得ない。文書でも良いので、忌憚のない意見を具体的な要望事項として提出していただき、理事会で検討するような方向で対応したい。暫定変更案もスケジュールで説明したとおり、本理事会で協議事項としての議論を経て、3月の理事会で議決する予定である。大森専務理事から、⑤については、「社員総会」では、企業の社員総会をイメージしがちだが、一般法人法では「社員総会」が必置となっており、名称については、専門家とも検討したい。⑥については、報酬の件は、報酬規程のあり方に対する議論もあり、このような方向で対応したいが、現状の報酬水準と実質的に異なることのないよう検討したい。⑦については、議事録署名人は法律上規定はないが、理事全員が署名することになる。煩雑な手続きになるが、法律事項に係る事項であり、簡略化については今後検討したい。⑧については、公益社団法人は一般社団法人の一形態であり、今後、地方獣医師会の公益認定取得の結果によっては、現状の仕組みを狭めることも危惧されるため、本記載とした。⑨については、代表理事を2名とすることについては、代表理事が1名となった際、新たに代表理事の選任の必要がない方が良いと考える団体を踏まえたものと解釈している。⑩については、議論を要すると思われるが、使用人は監事になることができない。法人の職員が使用人であり、会員が使用人に当たるかどうかについては確認したい旨がそれぞれ回答された。

【説明・報告事項】

1 獣医療提供における動物看護職の位置づけの件 (チーム獣医療提供体制の整備(獣医療の質保証))

(1) 細井戸理事から別記2について説明がなされ、山根会長から、日本動物看護職協会も設立して2年を経過し、獣医療を提供するための整備を図るための基本方針、口蹄疫対策検証委員会報告書においても、動物看護職という文言が記載されるようになった。平成25年に統一認定試験を実施する予定で進めているが、本件は国

家資格化に向けての移行措置である旨ご理解いただきたいことが補足説明された。

(2) 質疑・応答として、①資格認定のための受験の要件について、表中のコメディカル獣医療専門職の「獣医療技術師(仮称)」は、「大学の獣医療技術師養成課程(4年)修了または認定動物看護師としての一定の実務経験」とあるが、実務経験の内容は明示しないのか、②統一試験の認定動物看護師に与えられる資格は本案では1種類と思われるが、2年教育課程と4年教育課程の卒業生がいることも考慮して、人の看護師のように准看護師と正看護師とランクを分け、上のランクを国家資格とすると円滑に進むように思われる旨の質問、意見があり、①については、細井戸理事から、まず全国的な統一試験をして、高位平準化を図ることが直近の目標であり、その後、コメディカル獣医療専門職としての公的資格を目指す段階で、カリキュラムや実施研修の内容を検討する必要があると考える。現在、大学でも看護師あるいは技術師、衛生師のような名称で教育課程が開始されていることから、大学課程の4年修了に合わせた内容として示したが、今後、2~3年をかけて具体的な内容を検討する必要があると考えている。②については、山根会長からすでに検討中であり、さらに議論されるものとする旨がそれぞれ説明された。

2 平成22年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (岐阜)の開催及び同大会への参加登録の推進の件

大森専務理事から、平成22年度の獣医学術年次大会については、これまで関係団体、関係者へ事前登録の推進を呼びかけているが、各位におかれても一層尽力いただきたい。次に運営委託先である岐阜県獣医師会の近藤会長から、現在、展示の出店は予定数に達したが、登録の推進には引き続き支援いただきたい。続いて、酒井理事から、学会組織・事業運営の見直しに伴い本年度から「獣医学術学会年次大会」という名称とし、内容については11月に開催された学会正副会長会議で、プログラムの最終調整を行い、日本獣医学会との共同シンポジウム等、大変充実した企画を多数用意しているので、さらなる参加の周知をお願いしたい旨それぞれ説明された。

3 平成22年度日本獣医師会獣医学術賞(獣医学術奨励賞・獣医学術功労賞)選考結果の件

酒井理事から、11月10日に開催された獣医学術功績者選考委員会における厳正な審査の結果、三部門それぞれの獣医学術奨励賞及び功労賞を決定した旨が報告された。

4 平成22年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況並びに地区獣医師大会における決議・要望事項の件

大森専務理事から、本年度の地区獣医師大会、獣医学術地区学会の開催に尽力されたことを改めて感謝申し上げます。各地区獣医師会連合会から提出いただいた決議要望事項は内容を整理し、2月の地区獣医師会連合会会長会議で取り組みを協議して、対応してまいりたい旨が説明された。

5 平成22年度獣医事・動物福祉愛護普及啓発事業として「2010動物感謝デー in JAPAN」を開催した件

中川副会長から、10月2日、駒沢オリンピック公園で開催した「2010動物感謝デー in JAPAN」は、本会の活動指針である「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」をテーマとし、様々な媒体を通じた広報を行い、多岐にわたるプログラムをもって催され、約21,000人の参加者を得て成功裏に終了することができた。開催に際し、多大な支援をいただいた地方獣医師会、構成獣医師に対し厚くお礼申し上げます。来年も国民に広くアピールできるよう取り組みたい旨が説明された。

6 部会関係委員会の活動状況報告の件

(1) まず、酒井理事から、①学術部会の学術・教育・研究委員会については、10月28日に第9回委員会を開催し、これまで関係会議、理事会において、学会の二重構造化を是正及び新公益法人制度への移行に伴う公益目的事業として位置づけ、運営を念頭に3年にわたり協議してきたが、本委員会では、今後における獣医学術学会事業の運営についての補足的な協議を行い、関係規程の整備について了解いただいた。なお、日本獣医師会学会学術誌については、委員会の意見として分野別学会の学会誌ではなく、あくまでも日本獣医師会雑誌の中の学術部分として、学会等の学術分野の関連する部門別に内容を整理して掲載する方向で、獣医学術学会年次大会に併せて開催される獣医学術学会誌編集委員会において確認・検討を行うこととする。次に細井戸理事から、②小動物臨床部会の小動物臨床委員会については、10月5日に第11回委員会を開催し、協議事項である、第3次獣医療基本方針の制定、動物看護職制度在り方検討委員会における検討の経過、小動物臨床における卒後臨床研修プログラムの在り方、小動物獣医療における安楽死処置の在り方を検討した。卒後臨床研修プログラムの在り方については、大学における研修プログラムを参考に、委員の意見を聴取しつつ取りまとめることとしている。次に安楽死処置のあり方については、「家庭動物にでき

る限り苦痛を与えずに殺処分する処置」を示す呼称、処置が許容される条件、処置の方法、その他の検討事項（処置前の飼い主に対する説明、処置に当たっての飼い主に対する配慮、処置後の飼い主に対する配慮）を検討骨子とし、委員の意見を聴取しつつ、小委員会を設置して検討にあたることとした。さらに第3次獣医療基本方針に基づく都道府県計画の策定に係る適切な対応と動物看護職制度の公的資格制度化に向けた対応への協力が依頼された。続いて、近藤理事から、③動物福祉・愛護部会の学校動物飼育支援対策検討委員会については、10月19日に第3回委員会を開催し、報告書の作成における添付資料の内容について、本会が様式を示すのではなく、地方獣医師会等が様々なケースの中で広く活用できるように、先駆的に活動を行う地方獣医師会から参考となる様式等の見本を収集すること、本会から地方獣医師会に報告書を送付する際に、地方獣医師会内に学校動物飼育の委員会を設置するよう文書で働きかけることとする。さらに獣医学術学会年次大会（岐阜）市民公開講座について、本委員会から「学校動物飼育支援のためのガイドラインと全国状況について」と題する報告を行う。また本市民公開講座では、文部科学省に来賓としての出席を依頼するとともに、次回以降の学会年次大会等につなげるよう、各地方獣医師会の学校動物飼育担当者、役員の方々への出席依頼を行うとした。さらに大森専務理事から、④職域総合部会の総務委員会については、7月21日に第10回委員会を開催し、新公益法人制度移行に向けての獣医師会の組織・事業運営等の在り方（獣医師会の組織基盤の整備対策を含む。）を協議事項として、本部と支部組織のあり方等、地方獣医師会の課題を協議し、その方向性については10月に開催された全国獣医師会会長会議で報告した。⑤野生動物対策検討委員会については、7月7日に第6回委員会を開催し、10月のCOP10開催を踏まえ、これまでの議論の経過を集大成するとの観点で協議して、報告書の骨子を整理した。なお、本会の活動指針も本委員会の議論を踏まえ、総会へ上程した。引き続き人と動物の共存という観点を念頭に議論を進めたい旨がそれぞれ説明された。

(2) 質疑応答として、第11回小動物臨床委員会の概要の「第3次獣医療基本方針の制定」の中で、今回の方針の中に夜間・休日診療施設の記載があるが、各地方獣医師会に夜間・休日診療施設の設置を要請するののかとの質問に対し委員長から前委員会では設置は望ましいとの結論が出されたが、強制はしない旨回答され、さらにその施設を設置した場合、基本方針の記載を根拠に公益性が認められるのかとの質問に対し、公益性の判断は内閣府が行う旨回答された。

さらに、本委員会では地方獣医師会による夜間・休日診療施設の設置が望ましいと結論付けたのかとの質問が

あり、細井戸理事から、前段の現状説明の中で、国の第3次獣医療基本方針の中に小動物臨床の関係事項として、夜間・休日診療施設について明記された旨説明したところ、委員から関連した質疑があったので、方針に基づき都道府県計画を作成する際、地元獣医師会の会長等には検討の場には是非とも参加いただき、必要があれば夜間・休日診療施設の設置について意見具申をしてほしいという意味で述べたものである。続いて大森専務理事から、基本方針というのは大きな枠組みで、様々な事項が記載されているが、都道府県で計画を策定する際には、夜間・休日診療施設の必要性についても、獣医師会が協議に参画し、計画に記載すべきか、否かを地域の特性に応じて判断すると思われる旨がそれぞれ説明された。

7 中間監査結果報告の件

玉井代表幹事から、中間監査の所見として、理事会の業務執行については法令、定款、事業計画の実施方針に沿い、現時点の実施率等も含め、適正に推進されていると認めた。また会計として、財産の管理及び運用について四半期の9月30日末の現況報告と通帳等を照合し、適正に処理されていることを認める旨取りまとめている。なお、今年度の事業計画実施方針の中で獣医師会の活動指針を制定し、会員組織基盤の強化のために地方獣医師会、関係省庁との連絡、連携を密にしていくという方針で、執行部をはじめ理事各位に大変尽力いただいているが、地方獣医師会においては、事業推進に温度差があり、動物保護管理協会との合併後、継承した、子供たちを対象とした動物愛護作品優秀者表彰については、日本獣医師会長の表彰という地方獣医師会との連携、あるいは地域との連携を要する大きな意味を持つ事業と考えるので、地区選出理事各位におかれては、このような事業を活用し、本会の活動指針の遂行に努めるよう地元地方獣医師会への推進を依頼願いたく、付帯意見として申し述べたい旨が説明された。

8 業務概況等の件

大森専務理事から、前回理事会以降（平成22年5月21日以降平成22年6月30日まで）の業務概況について説明が行われた。

その中で、山根会長におかれては、口蹄疫対策検証委員会の座長として、4カ月間、過密な委員会対応がなされ、また、昨日も衆議院農林水産委員会に口蹄疫問題の参考人として、2時間にわたり質問に回答され、今後、県市町村との民間獣医師の連携の必要性を強く訴えられた。なお、口蹄疫検証委員会報告書等の内容は、本日配布の関係資料を一読いただきたい旨補足説明された。

【議決事項】

賛助会員入会の件

大森専務理事から、団体賛助会員2団体（①全国動物教育協議会、②有限会社熊本総合ペット霊園ゆうみん社）、個人賛助会員4名及び学生賛助会員2名について、入会の承認を求めた後、本議案は異議なく承認された。

【連絡事項】

今後の主要会議等の開催計画の件

出席理事から、意見として、本日2名の地区理事が会議途中で退席されたが、事前にやむをえない事情ができたので途中退席する旨連絡しているなら良いが、従来からこの開催時間帯であることは承知しており、監事からの指摘のように地区理事は地区において会議内容を報告する役割を担っていることから、最後まで出席するのが理事の責務と思われる。公益認定を取得すると、理事全員が議事録に捺印することになるが、これは出席義務を強く求めているものと思われ、今後、開催時間等は従来より早めに通知する等の対応も考慮する必要がある旨が述べられた。

【別記1】

新公益法人制度移行に向けての対応の件（概要）

1 取り組みに当たっての基本的考え方

- (1) 公益認定申請対応は進めるが、認定申請の手続きを進める中で障害となる不測の事態が生じた場合には、移行申請の期限である平成25年11月末までに当面の対応として移行認可の申請を選択することはやむを得ないこととする。
- (2) 移行認定申請の手続きを進めるに当たっては、公益法人関係三法に基づき、法人の組織・機構、事務事業執行体制、会計経理及び財務運営体制を見直し必要な環境整備を行うが、基本的には本会の現状の諸体制をベースとし、次の考え方を基本に進める。
- (3) 組織・機構の枠組み
 - ア 社員総会（最高決定機関）：正会員（全正社員）で構成する。
 - イ 理事会（業務執行決議機関）：法定の理事会として全理事により組織する。監事も理事会に出席する。
 - ウ 委員会等の合議機関
 - (ア) 業務運営の企画及び調整
 - a 業務執行幹部会：代表理事、執行理事により組織する。
 - b 役員候補者推薦管理委員会：関係委員により組織する。

(イ) 関係事業の企画及び運営

a 部会（職域別の部会関係事業の企画・運営）：職域別部会と関係委員会（会議）で構成する。

b 学会（獣医学術分野別の学会関係事業の企画・運営）：獣医学術分野別学会と関係委員会（会議）で構成する。

なお、「学会」については、これまでの懸案としての二重構造化を是正し（人格なき社団としての形式上の運営を改め、母体の行う学会関係事業の企画・運営機関として位置づける。）、名実ともに本会の獣医学術学会事業の運営を担う合議機関として位置づける。

同様に各地区毎に置く「地区学会」の運営については、毎年度各地区において開催する獣医学術地区学会の開催運営を担当する地方獣医師会が運営の主体となる獣医学術地区学会事業として取り組む。

エ 諸会議（業務運営の会員との連絡・調整及び関係者との協議）

a 全国獣医師会会長会議

b 全国獣医師会事務事業推進会議

c その他の諸会議

オ 事務局（事務処理機関）

(4) 役員の職務及び権限等

ア 役員の主な職務、権限、責任等

(ア) 共通（法人と役員との関係、法人に対する損害賠償責任、第三者に対する損害賠償責任、公益認定の欠格事項（認定欠格事項該当者がいる場合、申請不可））

(イ) 理事（代表理事、執行理事、理事：代表理事、理事会設置法人の理事の権限、忠実義務、競業及び利益相反取引の制限、報告義務）

(ウ) 監事（監事の権限、理事会への出席義務、理事会への報告義務、総会への報告義務、理事の行為の差し止め、法人と理事との間の訴え等における法人の代表）

イ 役員の賠償責任と免除・限定

役員及び会計監査人の職務、権限、賠償責任等については、今回の法律改正で明確にされた。

(5) 事務・事業の取り組み

ア 事務・事業を公益目的事業（公益Ⅰ：獣医学術の振興及び獣医師その他獣医療従事者の人材育成（獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医学教育の充実、獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進）、公益Ⅱ：獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理及び愛護精神の高揚（獣

医事の向上及び獣医師道の高揚、動物の福祉の増進及び適正管理の推進並びに動物愛護精神の高揚、獣医学術、獣医事、動物の福祉及び愛護の普及啓発並びにこれらに関する情報の収集・提供及び相談、獣医学術、獣医事並びに動物の福祉及び愛護に関する国内・国際交流の推進、その他の公益目的を達成するために必要な事項）、収益事業（収益Ⅰ：公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付）、その他（共益）事業（その他（共益）Ⅰ：公益目的事業の推進に資するために行う獣医師等の福祉の向上（獣医師その他獣医療従事者等の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔）、法人会計事業（庶務、会計・経理、福利・厚生、事務所及び物品等の管理、会議（社員総会、理事会、監査、業務執行幹部会（三役会議）、役員候補者推薦管理委員会など））その他に大区分した上で、各個別事業については内容を精査の上、各大区分にそれぞれ当て込むこととする。

イ この場合、公益目的事業とする個別事業については、「公益認定等ガイドライン」に示されたチェックポイントに即し、各公益目的事業の内容に従いカテゴリー（事業単位）に分けて区分する。

なお、公益目的事業として位置づける各個別事業については、前記チェックポイントに即した運営の適合性等を点検の上、必要となる改善を行う。

(6) 会計・経理及び財政運営

ア 会計・経理については、平成22年度から新公益法人会計基準への全面切り替えを行った。

イ 財政運営の中でも特に各種の資金の新公益法人制度移行に伴う管理運営については、公益法人関係三法の規定との整合を図るとともに、今後の本会の財務運営の将来展望も行った上で、どのような区分経理による資金の管理を行うべきなのか等について、顧問会計士との協議を実施中。平成22年度から新公益法人制度移行に対応した財務運営を順次図ることとしているところ。

2 移行認定申請手続きのスケジュール

(1) 平成22年12月：

ア 第3回理事会において、①移行認定申請に向けての基本的考え方及び「定款の変更の案の暫定変更案」を提示し協議するとともに、②移行後最初の理事、監事（代表理事、執行理事）の選定方式等を協議・了承を得る。

- イ 理事会での協議結果を踏まえ、①各個別事業の公益目的事業適合要件等の精査、②「暫定定款変更案」、「関係諸規程」の整備等を顧問会計士、公益法人協会と協議の上、順次行う。
- (2) 平成23年1月：
- ア 公益認定等委員会と「暫定定款変更案」の個別相談
- イ 「暫定定款変更案」、「関係諸規程」の整備を行うとともに、財務運営方針、資金管理運営の方策等を顧問会計士、公益法人協会と協議の上、決定
- (3) 平成23年2月：
- ア 財務三基準対応のシミュレーションと「暫定定款変更案」、「関係諸規程」の修正・調整作業を顧問会計士、公益法人協会と協議し、最終調整を行う。
- イ 地区獣医師会連合会会長会議において、移行認定申請手続きの進捗状況を説明するとともに、地方獣医師会の取り組み状況等の対応を協議。協議結果を各地方獣医師会に通知する。
- (4) 平成23年3月：
- ア 公益認定等委員会と「定款変更案」、「主要関係規程」を個別相談の上、確認
- イ 第4回理事会において、①「定款変更案」、「主要関係規程」を確認し、制定（一部改正）の決議（特に関係規程のうち、合議機関としての学会運営関係の新規程を制定（旧規程は廃止するが、一定期間の新方式移行への猶予措置をおくこととする。）、②平成23年度暫定収支予算の決議など
- ウ 認定等委員会と会計・経理（申請書の別表など）その他申請事項について個別相談を継続実施
- (5) 平成23年4月：
- ア 顧問会計士、公益法人協会と協議の上、申請書（申請年度の予算書、年度末予想貸借対照表、その他の申請書類）を作成
- イ 第68回通常総会に諮る新役員候補者の選定手続きを開始
- (6) 平成23年5月：第1回理事会において、①「定款変更案」、「関係規程」の停止条件付き決議、②移行法人の会長、副会長、専務理事就任予定者の選定決議、③平成22年度事業報告・決算、平成23年度事業計画・収支予算の決議、④その他認定申請主要事項の確認、⑤役員改選手続き等の確認
- (7) 平成23年6月28日（予定）：第68回通常総会において、①役員改選決議、②～⑤第1回理事会

- 決議の①～④と同様内容の決議
- (8) 平成23年7月：
- ア 新役員登記
- イ 申請書内容等の最終確認調整
- (9) 平成23年9月（予定）：公益社団認定申請

【別記2】

I 獣医療提供の質保証の在り方

—チーム獣医療提供体制の整備（獣医師と獣医療従事者の連携・役割分担）に向けて—

1 現状と課題

- (1) 動物臨床技術が進歩する中、診療提供に対する飼育者からの要請が高度化、かつ、多様化してきており、①各診療施設間の連携とともに、②獣医師の診療業務（動物の診断・治療など）をアシストし、また、獣医療に係る業務を獣医師と分担する獣医療従事者による機能分担・連携体制（チーム獣医療）の整備が求められている。
- (2) 特に、家庭動物の飼育の普及に伴い、動物の診療機会が増加する中で、小動物診療部門においては、高度・専門獣医療の提供が、更には獣医療事故による危害防止を図るためにも獣医療の質保証としてのチーム獣医療提供の整備が求められてきている。
- また、産業動物診療部門及び公務員獣医師部門（家畜防疫、食肉衛生検査など）においては、慢性的獣医師不足（就業職域の偏在）の状況にあり、これらの部門においても獣医師の業務をアシストするに足る公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成制度の必要性に迫られている。
- (3) 一方、人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカル医療専門職（臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、保健師など）20職種以上が国家資格として制度化され、医師と各専門分野ごとに公的資格を有する医療従事者によるチーム医療提供体制が整備されている。
- (4) 獣医療の現状をみれば、獣医療提供における国家資格は、「動物の診療」を業務とする獣医師のみであり、動物診療施設においては、獣医師と獣医療従事者によるチーム獣医療提供体制の整備がなされないまま、必要に迫られ、動物診療の補助的業務を担う者を雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、①獣医師が行う診療の補助や検査のほか、②入院動物の飼育管理、診療施設の窓口業務、動物のトリミング等の理美容業務に従事させているが、就業環境は未整備で社会的認知は

得られていない。

また、公的資格制度が整備されていないことから、その養成課程の水準は区々であり、民間の複数の組織がこれら動物診療の補助的業務を担う者を「動物看護師等」と称して独自に認定している事情があるが、専門職としての技術・知識の到達度の確認が困難であり、早期離職など雇用事情は不安定な状況にある。

獣医師と獣医療従事者との責任と機能分担によるチーム獣医療の提供にはほど遠い状況にある。

- (5) このため、獣医療分野においても、獣医療の質の確保・保証としてのチーム医療提供体制（制度）の構築と獣医療従事者の雇用環境の整備を図るため、先ず現状の「動物看護師等」について動物看護職としての技術・知識の高位平準化を図った上で、人の医療と同様に、獣医師の監督の下で高度診療機器の操作、臨床検査をはじめ、一定の診療行為を適法に担うコメディカル部門として整備し、これらの獣医療従事者に対し専門職としての公的資格付与制度の創設が必要となる。

2 対応の方向

- (1) 地域における動物診療提供体制の計画的整備

獣医師法に基づく卒後臨床研修制度の実効の確保及び一次診療と二次診療（高度専門医療など）の地域ネットワーク体制の整備を獣医療法に基づく獣医療体制整備の基本計画に位置づけ計画的整備を推進する。

- (2) チーム獣医療提供体制整備のための獣医療従事者専門職公的資格の制度化

ア 獣医師と動物看護職などの獣医療従事者との連携確保による動物診療の質の確保・保証システム（チーム獣医療提供体制）の整備を推進するため、①先ず、現状において獣医師の補助職として就業する動物看護職の技術・知識の高位平準化（動物看護職の養成のための教育課程の斉一化に向けた整備と現状の民間資格認定の統一の実施による統一認定動物看護師制への移行）を図った上で、この結果を踏まえての②獣医療従事者専門職に係る新たな公的資格制度の創設に向けての法整備（獣医療技術師（仮称）国家試験と大臣による免許の付与など）を行う。

イ 以上により、獣医師とコメディカル獣医療専門職（公的資格獣医療技術師及び統一認定動物看護師）との役割分担と連携（チーム獣医療提供）による獣医療提供の質保証と獣医療従事者の専門職としての処遇の確保・就業環境の整備に資する。

II 認定動物看護師全国統一試験・認定の考え方

1 試験及び認定の実施機関

- (1) 認定動物看護師（仮称）の資格認定のための全国統一試験と試験に基づく資格認定の統一実施を担う機関として動物看護師統一認定機構（仮称：以下「機構」という。）を組織する。

- (2) 「機構」は、以下の団体の代表者又は当該団体において動物看護職の養成等に関し代表者を代理する者をもって構成する。

ア 獣医学術団体：社団法人日本獣医学会

イ 獣医師が組織する全国団体：社団法人日本獣医師会

ウ 動物看護職認定主要民間5団体（以下「5団体」という。）

・公益社団法人日本動物病院福祉協会

・NPO法人日本動物衛生看護師協会

・一般社団法人日本小動物獣医師会

・日本動物看護学会

・全日本獣医師協同組合

エ 動物看護職養成校関係団体

・全国動物保健看護系大学協議会

・全国動物教育協議会

オ 動物看護職が組織する全国団体：一般社団法人日本動物看護職協会（以下「動看協」という。）

- (3) 「機構」は、認定動物看護師（仮称）の資格認定を行うため、資格試験問題の作成、試験の施工管理、採点・合否の判定、認定証の交付などを一括して実施する公正中立的機関として機能させる。

- (4) 「機構」の事務局は、「動看協」におき、「機構」は前記（2）に示した「機構」を構成する者が所属する団体が納入する負担金及び統一試験・認定に係る手数料並びにその他の寄付金等の収入により運営する。

2 統一試験・認定の運営の要点

- (1) 試験の受験資格

次のいずれかの要件に適合する者とする。

ア 専門学校（2年制以上）の動物看護職に関する養成課程を修了又はその見込みの者

イ 大学において動物看護職に関する養成課程を2年以上履修又はその見込みの者

ウ 「5団体」等による動物看護職に関する認定を現に有する者

- (2) 試験の実施

ア 「機構」は、「機構」が作成した出題基準に基

づき試験問題を作成する。

イ 「機構」は、毎年3月に全国の複数試験会場において一斉に試験を実施することとし、「機構」は、必要に応じ試験及び採点・集計等を現状で試験実施についてノウハウを有する「5団体」の協力を得て実施することとする。

(3) 合否の判定と資格の認定

ア 合否の判定は、「機構」が行う。

イ 「機構」は、統一試験の合格者に対し、認定動物看護師の称号を付与する（認定証の交付と認定者リストへの登録）。

(4) 受験料及び認定料の納付

ア 統一試験を受験しようとする者は、あらかじめ「機構」が定めた受験手数料を「機構」に納付する。

イ 認定動物看護師の称号を得ようとする者は、あらかじめ「機構」が定めた認定料を「機構」に納付する。

(5) その他

ア 「機構」の会計・経理は、「動看協」の動物看護師認定特別会計にて処理する。

イ 前記(2)のイにより「機構」が、試験の実施を「5団体」の協力を得て実施する場合、その実施に必要な経費は「動看協」の動物看護師認定特別会計から支出する。

3 現行の民間団体による試験と認定の対処

(1) 「機構」による全国統一試験・認定の実施に伴い、現行の「5団体」による独自試験・認定は原則、廃止する。

(2) 「機構」は、「5団体」のほか、独自に動物看護職の認定等の試験を実施している動物看護職養成校その他の動物看護職認定団体に対し、全国統一試験・認定への参加を要請する。

Ⅲ 日本動物看護職協会の組織及び事務・事業執行体制の整備の考え方

1 体制整備の必要性

日本動物看護職協会については、認定動物看護師の全国統一試験・認定に向け、その実施機関としての「機構」の事務局として機能し得るよう、また、日本動物看護職協会の当初の設立の趣旨に即し、いわゆる純職能追求団体ではなく、動物看護学術の確立とその振興・普及、動物看護職人材の養成、更に、動物看護職の健全養成と質保証に関係機関・団体、企業等と連携して推進し得る役割を担えるよう、諸体制の整備が必要となる。

2 整備に当たっての主要課題

- (1) 協会の意識改革と、関係機関・団体・企業等との連携の促進・確保
- (2) 役員（業務執行機能）体制の整備・充実（責任分担体制の確保）
- (3) 事務執行体制の整備
 - ア 特に統一試験・認定の事務局（機構事務局）としての機能の整備。事務機能について、他の同種関係団体との連携強化を含む。
 - イ 上記アの連携強化に当たっては、他の同種関係団体とは事前に条件面等について協議の上、共通的理解を醸成する。
- (4) 正会員、賛助会員（個人・団体）の基盤の拡充と関係団体・企業による支援体制の確保
- (5) その他

3 当面のスケジュール

次期総会（平成23年5月）に向け、平成22年10月から順次、理事会等における協議、関係機関・団体との調整を鋭意行い、定款等の関係規定の整備、事務局要員の確保等を行い、「機構」の設立と新役員体制の発足等に備える。